



District  
2660

# Moriguchi Evening

Rotary Club

2022-2023

Weekly Bulletin no.4

創立 2000年11月2日  
例会日 木曜日 18:30-19:30  
例会場 ホテル・アゴラ大阪守口  
事務局 守口市河原町10-5  
ホテル・アゴラ大阪守口5F  
TEL06-6995-7440 FAX06-6995-7441



イマジン  
ロータリー

- ◆国際ロータリー会長  
ジェニファーE.ジョーンズ
- ◆第2660地区ガバナー 宮里 唯子
- ◆クラブテーマ「イマジンロータリー」

会長 福田 治夫  
幹事 北山 展弘  
会報担当 クラブ運営委員会  
E-mail m-evening@msj.biglobe.ne.jp  
http://www.7b.biglobe.ne.jp/  
m-eveningrc/

## 本日例会 2022年10月6日(木)第909回

担当：国際奉仕委員会

卓話：「日本での生活&  
初めて動物研究をしてみて」

米山奨学生  
ミヤグマンフー・  
サイハンチメグさん

## 前回例会 2022年 7月21日(木)第908回

- 1.開会 会長
- 2.ロータリーソング「我等の生業」
- 3.ニコニコ箱報告(小計3,000円 累計83,000円)  
寺田会員 本日の卓話よろしくお願ひいたします。

### 4.幹事報告 長野副会長より

#### ○会議開催連絡

7月23日(土)

①米山委員長・カウンセラー研修会開催

京藤米山委員長と福田カウンセラー出席

②インターアクト研修旅行オリエンテーション開催 福田会長出席

7月27日(水)第2回「燦々会(会長・幹事会)」

福田会長と北山幹事が出席

○休会連絡 7月28日(木)細則休会

○次回例会開催日は8月4日(木)

塩谷ガバナー補佐様にご来会いただき、  
第2回クラブ協議会を開催しますので、ご  
出席宜しくお願いします。

例会前18:00より、定例理事会開催します。

### 5.出席報告(会員総数23名)

7月21日 出席10名 欠席13名 出席率43.48%

メイクアップ報告なし

### 6.会長の時間

### 7.本日のプログラム

担当：クラブ運営委員会

卓話：「裁判の終わり方と執行実務」

卓話者：寺田 隆一会員

### 8.閉会 会長

※8月～9月の例会は「大阪モデル赤信号  
点灯」により臨時休会

## 会長の時間 「夏祭り」

夏祭りとは「夏の間に行われる祭り」のことで、日本では古くから四季ごとに祭りが行われており、季節によって祭りの意味や目的は異なります。夏祭りの多くは、豊作を妨げる害虫や台風を追い払うことが由来です。夏は疫病が流行しやすい季節だったことから、疫病退散を目的とする夏祭りもあります。

### 『寺方提灯踊り(市指定文化財)』

寺方提灯踊りは、守口市の旧南寺方地域で江戸時代から続いている郷土芸能です。その発祥年代は定かではありませんが、文化・文政の頃には、すでに盛んに踊られていたと伝えられています。もとは、各地でも広く行われていた盃盆の時に精霊を慰めるために、新盆の家を回って仏前や庭先で踊っていた盆踊りから変化してきたものと思われます。河内音頭にあわせ太鼓を使った囃子と、片手に提灯を持った独特の踊りは、全国的にも珍しいもので、一説には、文化文政期の百姓一揆の勝利の踊りであるとか、幕府の許しを得られないまま「樋」を築き、処刑された庄屋喜左衛門の遺徳を偲ぶために始められたという説もあります。

また、この踊りに参加できるのは、一子相伝、家督相続者のみであったという説があります。この提灯踊りも、第二次世界大戦が始まる頃から戦後しばらくは中断されていたが、地元において復活の声が上がり、幸い戦前からの踊り手であった二人の古老の指導を得て、練習に練習を重ね、これを後世に伝えるため、男女に門戸を開放して昭和46年に保存会を結成。しかし、音頭、囃子については、それを継承していた古老がいなかったため、やむなく河内音頭のなかでも最も古い流れを汲む交野節を基本として復活させ、今日では寺方節と称している。寺方提灯踊りは、守口市の他の地域には見られない盆踊りの形態を今なお継承してきており、地域的特色を示す極めて貴重な郷土芸能で、平成12年(2000年)12月、市指定無形民俗文化財(第一号)に指定されました。(守口市HPより抜粋)

## 次回例会 2022年10月13日(木)第910回

卓話担当：社会奉仕委員会  
「クラブフォーラム」

## 卓話 「裁判の終わり方と執行実務」

寺田 隆一 会員

取り立てといいますが、銀行、消費者金融、場合によっては闇金などがお金を返せと言って押し掛けるというようなイメージがあるかも知れませんが、我々弁護士も、適法な業務として取り立てを行うことがあります。もちろん取り立てというのは法律用語ではなく、正確には「民事執行事件」と言います。

ただ、全ての案件で取り立てが必要になるわけではなく、行うかどうかは裁判の終わり方によりますので、まずはそこから話を始め、続けて実際の取り立てはどうやるのか、に進みます。今回このテーマを選んだのは、先日、山口県阿武町の誤振込問題の続報で、全額回収したと見ましたが、あれはなかなか例外的なケースで、うまくいかないことが多い、というのが私の実感だからです。

さて、設例として、Xさんが友人のYさんに200万円を貸したけど返してくれないというケースを考えます。返済方法は、1月後から10万円ずつ20回を振り込んで返すという約束です。Xの言い分は、10万円×2回の返済しかなく、残りは180万円である。これに対してYの言い分は、確かに振り込みは2回だが、それ以外にも手渡しで2回返したので残りは160万円である、というものです。

この場合、裁判前に想定される結果は、以下の3つです。

① 手渡し2回とも認められない

残金180万円で、X完全勝訴（Y不満）

② 手渡し1回は認められた

残金170万円で、痛み分け（両方不満）

③ 手渡し2回とも認められた

残金160万円で Y完全勝訴（X不満）

しかし、裁判が終わって、事件終了となった時に、Xは現金を手にするとは限りません。裁判所は、Xにお墨付きを与えるだけで、取り立ててくれないからです。なぜなら、裁判は3回までできるので、判決が覆る可能性があるからですが、Yは①でも②でも不満ですから、裁判を続けない場合でも無視して素直に払わない可能性が高いです。その場合、せっかく得た判決が絵に描いた餅になりかねないので、判決に基づいて取り立てをする必要があります。取り立ての手間を回避するためによく使われるのが、④和解という方法で、本件では170万円の支払義務を双方が認める、

ということになります。②と結論は一緒ですが、Yが納得しているので、自発的に払う可能性が高く、うまく話がまとまって、裁判所に現金を持参してもらうことができれば取り

立てる必要がありません。金額的に譲歩したとしても後々のことを考えたら十分にあり得る選択肢です。

さて、いざ取立（民事執行）事件をすとなつた場合、なにが大変かと言えば、相手は判決を無視してなにもしない訳ですから、勝った側が時間を費用とかけて、取り立て可能な相手の財産を調査し、特定して差押えなければならぬことです。会社と従業員、元夫婦、取引相手など相手の銀行口座を知っている間柄ならいいですが、交通事故とかケンカの相手とか、元々他人同士であれば、口座を知らないのを探す必要があります。最近でこそ銀行によっては一回の照会で全店舗の検索結果を教えてくれる所も増えてきましたが、昔は支店までこちらで特定して個別に照会する必要がありますでしたし、最近ではネット銀行も増えましたので、照会先が増えました。車は車検証を入手できたとしても、実際の保管場所は不明です。費用倒れが予想されれば泣き寝入りする人も出ますので、それではいかんということで法律も少しづつ変わっています。例えば、財産開示制度といって、裁判所が判決で負けた人に自分の財産を説明せよという命令を出す制度がありますが、無視した場合のペナルティが罰金しかなく、かつ告訴しないと処罰してくれないので、あまり実効性がないと言われていました。そこで、令和2年4月の改正でペナルティに懲役刑が追加され、昨年4月には北海道の弁護士が初めて告発したとニュースになりまして、結果が目されています。また、令和3年5月からは、「第三者からの情報取得手続」という制度が新設されまして、今まで銀行等に直接照会を掛けていたのが、裁判所を通じて相手の不動産、預貯金、勤務先、株式、等の財産情報を直接教えてもらう制度ができました。養育費の不払問題等の解消の一助となることが期待されています。このように、取立というのはいざやるとなると結構大変なのですが、依頼者のためにも、何とか回収したいと思って仕事をしています。

